

事務局ニュース09-NO.5臨時号 2009.10.22 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4 - 1 0 0 5

048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

県が、「安心こども基金」を使って「放課後児童クラブ設置促進事業費」「特別支援学校放課後児童クラブ安全対策事業費」等を創設しました 市町村に積極的な活用をはたらきかけましょう！

10月19日、県庁は「平成21年度第2回市町村児童福祉主管課長会議」を開催し、安心こども基金について市町村に伝えました。政府の平成21年度補正予算に「安心こども基金の拡充」1,500億円が盛り込まれました。これを受けて県は、そのメニューの1つである「地域子育て創生事業」(添付資料14～15頁) の枠組みの中で、「市町村地域子育て支援推進事業費」「放課後児童クラブ設置促進事業費」「特別支援学校放課後児童クラブ安全対策事業費」などの新事業を立ち上げました。19日の会議での資料の抜粋を別添しましたのでご参照下さい。県連協事務局で県少子政策課に説明を受けてきましたので、以下の通り報告します。

以下の事業についてすべて、添付資料の13頁下の「地域子育て創生事業」留意事項にあるように「既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業」等以外は対象となります。

また、「安心子ども基金の拡充」予算は、10割国の負担ですので、上限額の範囲であれば、市町村と県の持ち出しは必要ありません。

1. 「市町村地域子育て支援推進事業費」(別添19～22頁)

目的に「地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を支援する」とあるように、上記の除外規定に当たらない限り、地域の創意工夫で何でも幅広く対象とする事業です。

「一事業上限300万円」「一市町村当たり1事業」です。ただし、県で採択された事業のみが実施でき、平成21年度の採択予定件数は、県全体で5事業です。また来年度は、単価は同額ですが、「一市町村当たり3事業まで」とします。(19頁)

20～22頁に「対象事業の取組例」が列記されています。あくまで例示ですが、21頁上の4つめに「インフルエンザ予防対策事業」、22頁上の3つめに「特別支援学校放課後児童クラブの安心通園事業」があります。

次に紹介する「放課後児童クラブ設置促進事業費」と両方申請するのは可能とのことですが、ただ実際には「一市町村当たり1事業」ですので、市町村が何を優先するかによると思われます。

2. 「放課後児童クラブ設置促進事業費」(別添23頁)

「市町村が放課後児童クラブを新たに設置するために必要な開設準備経費等の一部を助成」するための補助です。

「(1) 開設準備の推進」に「開設準備のための経費」「新たに放課後児童クラブを設置する既存施設が賃貸物件の場合に、その賃借料(敷金は除き、礼金は含む。) ...を助成する」とあります。

新たに開設することに伴う経費であれば対象となります。「新任指導員の研修経費、新任指導員の健康診断費、設備・備品の購入費」が例示されています。

市町村が単独施設を建てる場合は、既存事業の「埼玉県児童厚生施設等整備費補助」(単価2,112万円) の方で補助されますが、この事業は、民家借家やアパートなどで開設する場合の賃借料が対象となります。ただし、この事業は平成22年度までです。

「既存施設を利用して、新たに放課後児童クラブを設置する場合に、開設準備経費に併せて、必要な施設改修費の...助成する」とあります。

既存事業の「埼玉県放課後児童クラブ施設整備費補助」(単価700万円) がありますが、これに上記の「開設準備経費」が加算されるイメージです。県としては、今年度当初予算で計上した「埼玉県放課後児童クラブ施設整備費補助」45クラブのうちいくつかは今回の「放課後児童クラブ設置促進事業費」に振り替えてくることを想定しています。

「施設の改修を伴わない耐震補強工事費の...助成する」ともあります。

単価は、1クラブ当たり上限1,000万円で30カ所で総額3億円を予算化していますが、3億円の範囲で対象箇所数は増やせるとのことです。

3. 「特別支援学校放課後児童クラブ安全対策事業費」(別添27㍿)

いわゆる、「障害児学童保育」を対象とした補助です。

事業名は「安全対策事業費」となっていますが、「事業内容」は、「(1) 安全の確保」、「(2) 環境の改善」の両方があり、優劣はありません。「(1) 安全の確保」は、危険な環境を改善するため、「(2) 環境の改善」は、現在の施設をレベルアップするため、というイメージです。

記載されている「転倒防止固定器具、照明器具の安全カバー...」「ロッカー、エアコン...」はすべて例示です。施設の修繕、必要な設備・備品はすべて対象になります。

単価は1クラブ当たり上限100万円で、15カ所で総額1,500万円を予算化していますが、こちらも1,500万円の範囲で対象箇所数は増やせます。

*** 市町村と一緒に活用方法を考えましょう。そのために各学童保育、各地域で何に活用するかを検討しましょう。**

上の「1. 市町村地域子育て支援推進事業費」は11月に「事前協議申請」(19㍿) 「2. 放課後児童クラブ設置促進事業費」「3. 特別支援学校放課後児童クラブ安全対策事業費」は12月に「交付申請受付」(23㍿、27㍿) となっています。

市町村の作業としては、補助金の上限内であれば市町村の負担は生じませんが、補正予算を12月ないし3月議会に掛ける必要があります。

県としては、「随時申請を受け付けるし、補正予算が成立前でも見込みで出してもらってけっこう」としています。また、同事業についての疑問・質問などは県連協事務局で県庁にお聞きしますので、適宜、寄せて下さい。